

令和5年度 柳井市社会人経験者等採用試験

◇◇◇◇◇◇ 受 験 案 内 ◇◇◇◇◇◇



令和5年7月

柳井市役所総務部総務課

〒742-8714 柳井市南町1-10-2

TEL 0820-22-2111 内線 431

◎ 受付期間 令和5年7月6日（木）～8月16日（水）

〔インターネットによる受付期間 令和5年7月6日（木）～8月9日（水）〕

◎ 第1次試験 令和5年9月17日（日）

◎ 試験職種、採用予定人員及び職務の概要

試験は、次のとおり行います。

試験職種	採用予定人員	職務の概要
行政職	2人程度	一般行政事務及び調査折衝等の業務
土木技術職	2人程度	土木事業等に関する企画、設計及び施工管理等の業務
建築士	2人程度	建築事業等に関する企画、設計及び施工管理等の業務

【参考】

柳井市社会人経験者等採用試験実施結果

職種	年度	受験者数	合格者数	競争率
行政職	R04	19人	3人	6.3倍
土木技術職	H30	2人	1人	2.0倍
建築士	R04	2人	1人	2.0倍

○柳井市では、民間企業等で培った経験や専門的知識を生かして市政に参画したいという強い意欲と高い志を持つ人材を求めています。また、災害発生時等の危機管理体制の確保や、職員自らが地域づくりの担い手として携わることの重要性から、市内に居住することを奨励しており、このことに共感を持つ人の応募を歓迎します。

○職員採用試験には、市民の皆様の貴重な税金が使われています。試験を申し込まれる人は、必ず受験されるようお願いいたします。

◎ 受験資格

1

- ア 行政職及び土木技術職 昭和59年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者。ただし、土木技術職の職種を受験する者は、1級又は2級（種別：土木）土木施工管理技士の検定に合格した者。
- イ 建築士 昭和54年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者で、1級若しくは2級建築士の免許を有する者又は令和6年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者

2 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 柳井市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◎ 受験手続

1 受験の申込み

(1) インターネットによる場合（原則この方法で申し込んでください。）

柳井市ホームページ（<https://www.city-yanai.jp/>）からリンクされた電子申請サービスにアクセスして、画面上の申込方法及び注意事項をよく確認の上申し込んでください。

なお、申込みの際、別途郵送又は持参していただく書類 **受験申込書No.2（受験票）**

自己紹介書 がありますのでご注意ください。

(2) 郵送又は持参による場合

受験申込書に必要な事項を記入し、柳井市役所総務課に提出してください。

柳井市ホームページ（<https://www.city-yanai.jp/>）に掲載された受験申込書（A4判の白紙に印刷すること。）を用いるか、郵便で受験申込書を請求してください。

郵便で申込書を請求される場合は、送り先の住所・氏名・希望職種を書いた返信用封筒（角2サイズ）に140円切手を貼って、令和5年7月6日以後に柳井市役所総務課に請求してください。

2 受付期間

(1) インターネットによる場合（原則この方法で申し込んでください。）

令和5年7月6日(木)午前9時から同年8月9日(水)午後5時までに電子申請手

続を完了し、別途郵送又は持参していただく書類 **受験申込書No.2(受験票)** **自己紹介書** が同年8月16日(水)までに到着したもの(郵送の場合は、同日までの消印があるもの)に限り受け付けます。

(2) 郵送又は持参による場合

令和5年7月6日(木)から同年8月16日(水)まで(土曜日・日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、令和5年8月16日(水)までの消印のあるものに限りです。受付期限直前の郵送は、なるべく速達で送付してください。

3 特記事項

申込は、1人につき一つの職種に限りです。受付完了後の変更は、認められません。

◎ 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
第1次試験	令和5年9月17日(日) 受付 8:30～8:50 試験 9:00～11:20	柳井市役所
第2次試験(10月下旬予定)の詳細は、第1次試験合格通知の際お知らせします。		

◎ 試験の方法、内容及び出題分野

1 第1次試験

公務に必要な基礎的な知的能力の検証を目的とする職務基礎力試験(受験者が仕事をしながら受験することを考慮し、受験のための特別な準備が必要のない内容)を筆記試験により行います。また、公務員としての適性について検査します。職務基礎力試験の出題分野及び適性検査の内容については、次の表のとおりです。

なお、試験時間は、職務基礎力試験1時間30分、適性検査30分です。

試験種類	出 題 分 野
職務基礎力試験	[社会的関心と理解について問う分野] 新聞、ニュースなどで採り上げられる国内外の重要な出来事について関心をもって把握していれば回答できる問題、様々なニュースを理解するために必要となる基礎的な知識を問う問題、地方自治に関する基礎的な知識を問う問題 [言語的な能力を問う分野] 日常目にするような日本語の文章や語彙、用法、漢字、簡単な英文や英語の用法等の理解を問う問題 [論理的な思考力を問う分野] 与えられた文章やグラフ、表などか

	ら、論理的に考察することにより正答を導き出す問題
適性検査	職務適応性検査、事務適性検査

2 第2次試験

第1次試験合格者について、次のとおり行います。

(1) 作文試験 表現力、構成力等について筆記試験により行います。

(2) 面接試験 能力・適性について個別面接により行います。

詳細については、第1次試験合格通知の際お知らせします。

◎ 合格者の発表

1 第1次試験合格者 令和5年10月6日(金)

柳井市役所掲示場(正門横)に掲示するとともに、ホームページに掲載します。

また、可否にかかわらず文書でお知らせします。

2 第2次試験合格者 令和5年11月中旬

第2次試験合格者の発表日は、第1次試験合格通知の際お知らせします。

◎ 採 用

採用は、原則として令和6年4月1日以降とします。

◎ 給 与

給料は、各人の経歴によって異なりますが、採用時の年齢が32歳で、大学卒業後民間企業等における職務経験が10年の場合、初任給は255,500円です(令和5年4月1日現在)。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

◎ その他

災害等やむを得ない事情により、試験の方法、内容、日時及び場所の変更や試験を中止することがあります。その場合は、柳井市ホームページでお知らせいたします。

この試験の詳細については、柳井市役所総務課(電話 0820-22-2111 内線 431)にお問い合わせください。